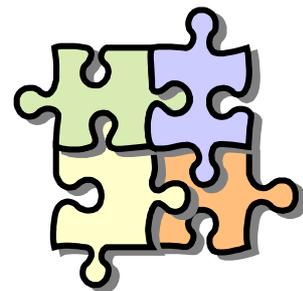


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第12回会議資料

日時：平成15年10月24日（金）午後1時30分から

場所：石鎚山ハイウェイオアシス館 3階大ホール



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第12回会議次第

日時：平成15年10月24日（金）13：30～

場所：石鎚山ハイウェイオアシス館 3階大ホール

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 報告事項
 - 報告第44号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会報告について
 - 報告第45号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について
 - (2) 継続協議事項
 - 協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
 - 協議第40号 特別職の職員の身分の取扱いについて
 - 協議第41号 補助金・交付金等の取扱い（その2）について
 - 協議第42号 町名・字名の取扱いについて
 - 協議第43号 各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて
 - 協議第44号 各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて
 - 協議第45号 各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて
 - 協議第46号 各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて
 - (3) 新規協議事項
 - 協議第47号 組織及び機構の取扱いについて
 - 協議第48号 各種事務事業（その他の事務事業）の取扱いについて
- 4 新市名の名付け親大賞等の抽選について
- 5 その他
 - (1) 第13回会議の開催日時について
- 6 閉会

報告第44号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会
報告について

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会会議
の内容について、別紙のとおり報告する。

平成15年10月24日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

新市の事務所の位置検討小委員会 第9回委員会報告書

開催日時：平成15年10月10日（金）午後3時00分～3時38分

開催場所：丹原町文化会館 小ホール

出席委員：委員12名中11名出席

1 審議事項 委員長の選任について

丹原町議会議長改選により、議長が岡田初議員から徳永英光議員となったことに伴い、空席となっていた委員長の互選を行った。

《審議結果》

- * 徳永英光委員を委員長に推薦する意見があり、全員一致で決定した。

2 審議事項 新庁舎建設の場所について(継続審議)

第6回小委員会で提案され、審議を行い継続審議となっていた「新庁舎建設の場所について」の審議を行った。

《意見》

- * この案件は、もう一度、持ち帰って協議をしたいので継続としてほしい。

《審議結果》

- * 審議の結果、継続審議となった。

3 その他 第10回会議の開催日程について

10月下旬で日程調整を行い、開催することとなった。

報告第45号

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告に
ついて

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会会議の内容
について、別紙のとおり報告する。

平成15年10月24日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

新市建設計画策定小委員会 第13回委員会報告書

開催日時：平成15年9月29日（月）午後1時30分～2時05分

開催場所：東予市総合福祉センター 2階会議室

出席委員：委員12名中11名出席

1 報告事項 委員の変更について

事務局より、次のとおり委員の変更について報告した。

区 分	変更前	変更後	変更の理由
小委員会規程第3条 第2号委員 (議会選出委員)	佐 伯 出	佐 伯 出	平成15年8月25日 改選による小松町議 会の議会構成の為
小委員会規程第3条 第2号委員 (議会選出委員)	徳 永 英 光	岡 田 初	平成15年9月11日 丹原町議会の議会構 成の為

2 副委員長の選出について

互選により、岡田 初 委員（丹原町）が選出された。

3 審議事項 新市建設計画（素案）について

(1) 新市建設計画（本文）の修正点について

ページ 番 号	修 正 前	修 正 後
P10	安心で快適に暮らせる生活基盤の整備 新市を環状に結ぶ道路の整備や・・・	安心で快適に暮らせる生活基盤の整備（下線 部修正） 新市の中を循環できる幹線道路網の整備 や・・・
P10	豊かな心を育てる教育・文化の創造 また、古代の遺跡や旧藩政時代の歴史 に・・・	豊かな心を育てる教育・文化の創造（下線部 修正） また、古代や近世など地域の歴史に・・・
P12	農業ゾーン ・・・一定の立地を有する地域について は、・・・	農業ゾーン（下線部修正） ・・・一定の立地が見られる地域について は、・・・

ページ 番号	修正前	修正後
P15	<p>【主要事業】 障害者福祉の充実 ・道前育成園の整備 ・障害者共同作業所等の整備拡充</p>	<p>【主要事業】（下線部加筆） 障害者福祉の充実 ・道前育成園の整備 ・障害者共同作業所等の整備拡充 ・<u>居宅生活支援体制の整備拡充</u></p>
P15		<p>【主要事業】（下線部加筆） <u>健康診査の充実</u> ・健康診査料の負担軽減及び診査項目の拡充</p>
P15	<p>【主要事業】 医療の充実 ・小児救急体制の整備 等</p>	<p>【主要事業】（下線部加筆） 医療の充実 ・小児救急体制の整備 等 ・<u>乳幼児医療費助成の拡充</u></p>
P16	<p>自然環境の保全 自然海浜や河川の護岸、荒廃が進む森林、絶滅が心配される小動物、など現在危機に瀕している自然環境の保全・再生を進めていきます。</p>	<p>自然環境の保全（下線部修正） 自然海浜や河川の護岸、荒廃が進む森林などの自然環境の保全・再生を進めるとともに、<u>絶滅が心配される小動物の保護に努めます。</u></p>
P16	<p>自然環境の保全（下線部削除） さらに、これまでの大量消費の生活様式を改め、・・・環境負荷の少ない地域社会の形成を目指します。</p>	
P16	<p>生活環境の保全（下線部削除） ・・・河川や道路等公共の場の美化運動などに積極的に取り組みます。</p>	<p>生活環境の保全 ・・・河川や道路等公共の場の美化などに積極的に取り組みます。</p>
P17		<p>環境資源を生かした地域づくり（下線部加筆） さらに、これまでの大量消費の生活様式を改め、・・・環境負荷の少ない地域社会の形成を目指します。</p>
P17	<p>【主要事業】（下線部削除） 自然環境の保全 新エネルギー・省エネルギーの推進 ・住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の実施等による省エネルギー活動の推進や、地域資源を活用した新エネルギーの導入促進 等</p>	
P18		<p>【主要事業】（下線部加筆） 自然環境の保全 新エネルギー・省エネルギーの推進 ・住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の実施等による省エネルギー活動の推進や、地域資源を活用した新エネルギーの導入促進 等</p>

ページ 番号	修正前	修正後
P19	交通体系の整備 新市の道路については、・・・国道・県道整備を含めた環状道路、補完道路の整備、さらには・・・	交通体系の整備（下線部修正） 新市の道路については、・・・国道（バイパス）・県道など、新市の中をより円滑に循環できる幹線道路や、補完道路の整備、さらには・・・
P19		都市基盤の整備（下線部加筆） また、農山漁村といった市街地以外の地域についても、必要な生活基盤の整備を進めます。
P21	【主要事業】 道路の整備 ・環状道路	【主要事業】（下線部修正） 道路の整備 ・幹線道路
P21	【主要事業】 市街地再整備 ・JR伊予西条駅前広場の整備	【主要事業】（下線部修正） 市街地再整備 ・JR伊予西条駅前及び周辺の整備
P21	【主要事業】 河原津干拓地の開発 ・漁村集体環境の整備	【主要事業】（下線部修正） 河原津干拓地の開発 ・漁村集体環境の整備
P21	【主要事業】 中心市街地整備（上神拝地区） ・総合福祉会館や総合文化会館、アクアトピアを一体とする防災拠点機能を備えた緑地、公園等の整備	【主要事業】（下線部修正） 中心市街地整備（上神拝地区） ・総合福祉会館や総合文化会館、アクアトピア等と一体化して、中心市街地を活性化し、防災機能を備えた公園、緑地及び共同駐車場等の整備
P21	【主要事業】 下水道の整備 ・神戸処理場施設の改築更新	【主要事業】（下線部加筆） 下水道の整備 ・神戸農業集落排水処理場施設の改築更新
P22		【主要事業】（下線部加筆） 防災体制の強化 防災対策施設の整備 ・河川改修 ・土砂災害防止施設整備
P23		人材教育・活用の充実（下線部加筆） 青少年の健全育成に向けた施策を図るとともに、施設の整備に努めます。
P23	歴史文化の保全・活用 古代や旧藩政時代など地域の歴史にまつわる史跡の保全や各種文献等民俗資料の整備、・・・	歴史文化の保全・活用（下線部修正） 古代や近世など地域の歴史にまつわる史跡をはじめ、各種文献等民俗資料等文化財の保存、・・・
P23		生涯学習の充実（下線部加筆） 公共施設の整備とともに、就学前教育・青少年教育・成人教育・高齢者教育の場づくりを進め、

ページ 番号	修正前	修正後
P26	既存産業の振興 農業については、 <u>農業基盤の整備を進めるとともに、「地産地消」の促進による環境保全型農業の振興を進めます。</u>	既存産業の振興（下線部修正） 農業については、 <u>地域農業の支援体制づくりや生産基盤の整備を進めるとともに、地産地消の促進による新鮮で安全・安心な食料の供給、農家所得の向上、環境保全型農業等の振興を図ります。</u>
P26	既存産業の振興 林業については、・・・ <u>造林の実施や林業の・・・</u>	既存産業の振興（下線部修正） 林業については、・・・ <u>森林の整備や保全の推進、林業の・・・</u>
P28		【主要事業】（下線部加筆） <u>地域の特性を生かした農業の推進</u> ・水田営農の高度化の推進 ・野菜・花き・果樹の施設整備 ・団地の育成と高付加価値化の推進 ・畜産の環境整備の推進
P28	【主要事業】（下線部削除） <u>地域農業活性化ソフト事業の推進</u>	【主要事業】 地域農業活性化事業の推進
P28	【主要事業】 ・ <u>地域農業活性化事業の推進</u>	【主要事業】（下線部修正） ・ <u>地域農業支援体制づくりの推進</u>
P28	【主要事業】 農業生産基盤の整備 ・ <u>農道、用排水路、ほ場の整備等</u>	【主要事業】（下線部修正） 農業生産基盤の整備 ・ <u>ほ場、農道、用排水路施設、農地の保全に関する整備</u>
P28	【主要事業】 森林の整備 ・森林の保護、 <u>造林</u>	【主要事業】（下線部加筆） 森林の整備と保全 ・森林保護の強化、 <u>間伐など適切な森林施業の推進</u>
P29	【主要事業】 観光資源の整備 ・石鎚ふれあいの里、本谷公園周辺、石鎚山ハイウェイオアシス、石鎚山系山岳観光ルート、等観光施設の整備	【主要事業】（下線部加筆） 観光資源の整備 ・石鎚ふれあいの里、本谷公園周辺、石鎚山ハイウェイオアシス、石鎚山系山岳観光ルート、 <u>武丈公園等、観光施設の整備</u>
P31	広域連携の推進 さらに、広域観光の・・・あるいは愛媛県などといった広域地域として・・・	広域連携の推進（下線部加筆） さらに、広域観光の・・・あるいは愛媛県 <u>全域</u> などといった広域地域として・・・

(2) 新市建設計画（財政計画）の修正点について

次表のとおり

財政計画（修正案）対比表

歳入		(単位：百万円)										
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	10年間計
地方	税	14,756	14,666	14,575	14,503	14,424	14,354	14,338	14,242	14,055	13,857	143,770
地方	譲与税	453	449	446	443	440	436	435	431	424	417	4,374
	利子割交付金	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	1,050
	地方消費税交付金	923	917	910	905	899	894	893	886	873	860	8,960
	ゴルフ場利用税交付金	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15	155
	自動車取得税交付金	195	193	192	190	189	188	187	185	182	179	1,880
	地方特例交付金	379	376	374	372	369	368	367	364	359	354	3,682
	地方交付税	9,004	9,325	9,464	9,534	9,790	9,920	10,204	10,529	11,038	11,448	100,256
	交通安全対策特別交付金	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	216
	分担金及び負担金	583	583	583	583	583	583	583	583	583	583	5,830
	使用料及び手数料	836	836	836	836	836	836	836	836	836	836	8,360
	変更前	804	804	804	804	804	804	804	804	804	804	8,040
	増減	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	320
	変更後	5,596	5,592	5,310	5,327	5,347	5,351	5,363	5,374	5,386	5,397	54,043
国庫	支出金	5,480	5,476	5,494	5,311	5,331	5,335	5,358	5,374	5,358	5,381	53,883
	増減	116	116	184	16	16	16	16	16	16	16	160
	変更後	2,302	2,330	2,333	2,299	2,281	2,289	2,292	2,306	2,311	2,320	23,063
県	支出金	2,099	2,127	2,130	2,096	2,078	2,086	2,089	2,103	2,108	2,117	21,033
	増減	203	203	203	203	203	203	203	203	203	203	2,030
	変更後	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	810
財産	収入	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	740
	増減	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	70
	変更前	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	70
寄附	入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	増減	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	11,150
	変更前	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	11,010
	増減	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	140
地	方債	11,354	8,029	8,029	8,029	8,029	8,029	8,029	8,029	8,029	8,029	83,615
	変更後	47,727	44,642	44,398	44,367	44,533	44,593	44,871	45,109	45,420	45,624	451,284
	変更前	47,355	44,270	44,326	44,095	44,261	44,321	44,599	44,837	45,148	45,352	448,564
	増減	372	372	72	272	272	272	272	272	272	272	2,720

歳出		(単位：百万円)										
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	10年間計
人	件費	8,322	8,347	8,828	8,896	8,820	8,347	7,869	7,999	7,515	7,540	82,483
	変更前	6,936	7,075	7,309	7,354	7,231	6,700	6,570	6,666	6,055	6,261	68,157
	増減	1,386	1,272	1,519	1,542	1,589	1,647	1,299	1,333	1,460	1,279	14,326
物	件費	4,786	4,786	4,786	4,786	4,786	4,786	4,786	4,786	4,786	4,786	47,860
	変更前	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	39,050
	増減	881	881	881	881	881	881	881	881	881	881	8,810
維持	補修費	490	490	490	490	490	490	490	490	490	490	4,900
	変更前	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	3,110
	増減	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	1,790
扶	助費	5,069	5,123	5,176	5,227	5,277	5,326	5,374	5,420	5,465	5,510	52,967
	変更前	5,089	5,143	5,196	5,247	5,297	5,346	5,394	5,440	5,485	5,530	53,167
	増減	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	200
補	助費等	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	22,600
	変更前	4,651	4,759	4,770	4,793	4,840	4,840	4,554	4,584	4,711	4,530	47,086
	増減	2,391	2,499	2,510	2,533	2,580	2,638	2,290	2,324	2,451	2,270	24,486
	変更後	5,042	5,391	5,388	5,637	5,875	6,132	6,453	6,677	6,919	7,209	60,723
公	債費	4,610	5,010	5,206	5,455	5,693	5,965	6,286	6,510	6,752	7,042	58,529
	変更前	432	381	182	182	182	167	167	167	167	167	2,194
	増減	3,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
積	立金	629	629	629	629	629	629	629	629	629	629	6,290
投資	及び出資金・貸付金	5,713	5,757	5,826	5,604	5,671	5,771	5,871	5,971	6,071	6,171	58,426
	変更前	5,313	5,457	5,526	5,604	5,671	5,771	5,871	5,971	6,071	6,171	57,426
	増減	400	300	300	0	0	0	0	0	0	0	1,000
	変更後	11,916	11,859	11,015	10,838	10,725	10,852	11,139	10,877	11,285	11,029	111,535
	変更前	12,411	11,981	11,474	10,797	10,684	10,796	11,083	10,821	11,229	10,973	112,249
	増減	495	122	459	41	41	56	56	56	56	56	714
歳	出合計	47,727	44,642	44,398	44,367	44,533	44,593	44,871	45,109	45,420	45,624	451,284
	変更前	47,355	44,270	44,326	44,095	44,261	44,321	44,599	44,837	45,148	45,352	448,564
	増減	372	372	72	272	272	272	272	272	272	272	2,720

《意見》

- * 委員：小松の住民説明会で、若年青少年交流館のようなものを作って欲しいというかなり具体的な施設の名称が出たが、この新市建設計画の修正ではずいぶんぼかされた形となっている。もう少し具体的な記述ができないのか。
- * 委員：今回の修正は県からの指摘事項に基づくものか。
- * 委員：県から全体的に少し具体性に乏しいというような意見はなかったか。

《審議結果》

- * 事務局より、若年青少年交流館について、「今後、庁舎等の空きスペースの利用といったことも踏まえ、施設の規模・内容・事業費等の具体的検討を行う必要があり、本文の記述にとどめたい。」との回答があった。
また、「今回の修正については、県との意見照会の結果や、住民説明会での意見の反映、あるいは協議会での審議結果に基づき内容がはっきりしたものについて加筆修正した。」「県から新市建設計画に対して、具体性に乏しいという指摘はなかった。」との回答があった。
- * 審議の結果、新市建設計画（素案）の修正については、次回会議まで継続審議とすることとした。

4 次回会議の開催日程について

(1) 日 時 平成15年10月10日(金) 13時30分～

(2) 場 所 丹原町文化会館 1階小ホール

新市建設計画策定小委員会 第14回委員会報告書

開催日時：平成15年10月10日（金）午後1時30分～1時50分

開催場所：丹原町文化会館 1階小ホール

出席委員：委員12名中10名出席

1 審議事項 新市建設計画（素案）について【継続審議】

（1）新市建設計画（本文）の修正点について

ページ 番号	修正前	修正後
P10	安心で快適に暮らせる生活基盤の整備 新市を環状に結ぶ道路の整備や・・・	安心で快適に暮らせる生活基盤の整備（下線部修正） 新市の中を循環できる幹線道路網の整備や・・・
P10	豊かな心を育てる教育・文化の創造 また、古代の遺跡や旧藩政時代の歴史に・・・	豊かな心を育てる教育・文化の創造（下線部修正） また、古代や近世など地域の歴史に・・・
P12	農業ゾーン ・・・一定の立地を有する地域については、・・・	農業ゾーン（下線部修正） ・・・一定の立地が見られる地域については、・・・
P15	子育て環境の充実 さらに、小児科医の育成、小児救急体制の整備・充実によって、安心して子育てのできる地域づくりを目指します。	子育て環境の充実（下線部加筆修正） さらに、小児科医の育成、小児救急体制の整備・充実、医療費助成の拡充等によって、安心して子育てのできる地域づくりを目指します。
P15	【主要事業】 障害者福祉の充実 ・道前育成園の整備 ・障害者共同作業所等の整備拡充	【主要事業】（下線部加筆） 障害者福祉の充実 ・道前育成園の整備 ・障害者共同作業所等の整備拡充 ・ <u>居宅生活支援体制の整備拡充</u>
P15		【主要事業】（下線部加筆） <u>健康診査の充実</u> ・健康診査料の負担軽減及び診査項目の拡充
P15	【主要事業】 医療の充実 ・小児救急体制の整備 等	【主要事業】（下線部加筆） 医療の充実 ・小児救急体制の整備 等 ・ <u>乳幼児医療費助成の拡充</u>
P16	自然環境の保全 自然海浜や河川の護岸、荒廃が進む森林、絶滅が心配される小動物、など現在危機に瀕している自然環境の保全・再生を進めていきます。	自然環境の保全（下線部修正） 自然海浜や河川の護岸、荒廃が進む森林などの自然環境の保全・再生を進めるとともに、 <u>絶滅が心配される小動物の保護に努めます。</u>

ページ 番号	修正前	修正後
P16	自然環境の保全（下線部削除） さらに、これまでの大量消費の生活様式を改め、 <u>・・・環境負荷の少ない地域社会の形成を目指します。</u>	
P16	生活環境の保全（下線部削除） ・・・河川や道路等公共の場の美化運動などに積極的に取り組みます。	生活環境の保全 ・・・河川や道路等公共の場の美化などに積極的に取り組みます。
P17		環境資源を生かした地域づくり（下線部加筆） さらに、これまでの大量消費の生活様式を改め、 <u>・・・環境負荷の少ない地域社会の形成を目指します。</u>
P17	【主要事業】（下線部削除） 自然環境の保全 新エネルギー・省エネルギーの推進 ・住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の実施等による省エネルギー活動の推進や、地域資源を活用した新エネルギーの導入促進等	
P18		【主要事業】（下線部加筆） 自然環境の保全 新エネルギー・省エネルギーの推進 ・住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の実施等による省エネルギー活動の推進や、地域資源を活用した新エネルギーの導入促進等
P19	交通体系の整備 新市の道路については、・・・国道・県道整備を含めた環状道路、補完道路の整備、さらには・・・	交通体系の整備（下線部修正） 新市の道路については、・・・国道（バイパス）・県道など、新市の中をより円滑に循環できる幹線道路や、補完道路の整備、さらには・・・
P19		都市基盤の整備（下線部加筆） また、農山漁村といった市街地以外の地域についても、必要な生活基盤の整備を進めます。
P21	【主要事業】 道路の整備 ・環状道路	【主要事業】（下線部修正） 道路の整備 ・幹線道路
P21	【主要事業】 市街地再整備 ・JR伊予西条駅前広場の整備	【主要事業】（下線部修正） 市街地再整備 ・JR伊予西条駅前及び周辺の整備
P21	【主要事業】 河原津干拓地の開発 ・漁村集落環境の整備	【主要事業】（下線部修正） 河原津干拓地の開発 ・漁業集落環境の整備

ページ 番号	修正前	修正後
P21	【主要事業】 中心市街地整備（上神拝地区） ・総合福祉会館や総合文化会館、アクアトピアを一体とする防災拠点機能を備えた緑地、公園等の整備	【主要事業】（下線部修正） 中心市街地整備（上神拝地区） ・総合福祉会館や総合文化会館、アクアトピア等と一体化して、中心市街地を活性化し、防災機能を備えた公園、緑地及び共同駐車場等の整備
P21	【主要事業】 下水道の整備 ・神戸処理場施設の改築更新	【主要事業】（下線部加筆） 下水道の整備 ・神戸農業集落排水処理場施設の改築更新
P22		【主要事業】（下線部加筆） 防災体制の強化 防災対策施設の整備 ・河川改修 ・土砂災害防止施設整備
P23		人材教育・活用の充実（下線部加筆） 青少年の健全育成に向けた施策を図るとともに、施設の整備に努めます。
P23	歴史文化の保全・活用 古代や旧藩政時代など地域の歴史にまつわる史跡の保全や各種文献等民俗資料の整備、・・・	歴史文化の保全・活用（下線部修正） 古代や近世など地域の歴史にまつわる史跡をはじめ、各種文献等民俗資料等文化財の保存、・・・
P23		生涯学習の充実（下線部加筆） 公共施設の整備とともに、就学前教育・青少年教育・成人教育・高齢者教育の場づくりを進め、
P26	既存産業の振興 農業については、農業基盤の整備を進めるとともに、「地産地消」の促進による環境保全型農業の振興を進めます。	既存産業の振興（下線部修正） 農業については、地域農業の支援体制づくりや生産基盤の整備を進めるとともに、地産地消の促進による新鮮で安全・安心な食料の供給、農家所得の向上、環境保全型農業等の振興を図ります。
P26	既存産業の振興 林業については、・・・造林の実施や林業の・・・	既存産業の振興（下線部修正） 林業については、・・・森林の整備や保全の推進、林業の・・・
P28		【主要事業】（下線部加筆） 地域の特性を生かした農業の推進 ・水田営農の高度化の推進 ・野菜・花き・果樹の施設整備 ・団地の育成と高付加価値化の推進 ・畜産の環境整備の推進
P28	【主要事業】（下線部削除） 地域農業活性化ソフト事業の推進	【主要事業】 地域農業活性化事業の推進

ページ 番号	修正前	修正後
P28	【主要事業】 農業生産基盤の整備 ・農道、用排水路、ほ場の整備等	【主要事業】（下線部修正） 農業生産基盤の整備 ・ほ場、農道、用排水路施設、農地の保全 に関する整備
P28	【主要事業】 森林の整備 ・森林の保護、造林	【主要事業】（下線部加筆） 森林の整備と保全 ・森林保護の強化、間伐など適切な森林施 業の推進
P29	【主要事業】 観光資源の整備 ・石鎚ふれあいの里、本谷公園周辺、石鎚 山ハイウェイオアシス、石鎚山系山岳観光 ルート、等観光施設の整備	【主要事業】（下線部加筆） 観光資源の整備 ・石鎚ふれあいの里、本谷公園周辺、石鎚 山ハイウェイオアシス、石鎚山系山岳観光 ルート、武丈公園等、観光施設の整備
P31	広域連携の推進 さらに、広域観光の・・・あるいは愛媛県な どといった広域地域として・・・	広域連携の推進（下線部加筆） さらに、広域観光の・・・あるいは愛媛県全 域などといった広域地域として・・・

（２）新市建設計画（財政計画）の修正点について

次表のとおり

財政計画（修正案）対比表

歳入		(単位：百万円)										
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	10年間計
地方	税	14,756	14,666	14,575	14,503	14,424	14,354	14,338	14,242	14,055	13,857	143,770
地方	譲与税	453	449	446	443	440	436	435	431	424	417	4,374
利子	割交付金	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	1,050
地方	消費税交付金	923	917	910	905	899	894	893	886	873	860	8,960
ゴルフ場	利用税交付金	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15	155
自動車	取得税交付金	195	193	192	190	189	188	187	185	182	179	1,880
地方	特例交付金	379	376	374	372	369	368	367	364	359	354	3,682
地方	交付税	9,004	9,325	9,464	9,534	9,790	9,920	10,204	10,529	11,038	11,448	100,256
交通安全	対策特別交付金	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	216
分担金	及び負担金	583	583	583	583	583	583	583	583	583	583	5,830
使用料	及び手数料	836	836	836	836	836	836	836	836	836	836	8,360
	変更後	804	804	804	804	804	804	804	804	804	804	8,040
	変更前	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	320
国庫	支出金	5,596	5,592	5,310	5,327	5,347	5,351	5,363	5,374	5,386	5,397	54,043
	変更後	5,480	5,476	5,494	5,311	5,331	5,335	5,347	5,358	5,370	5,381	53,883
	変更前	116	116	184	16	16	16	16	16	16	16	160
県	支出金	2,302	2,330	2,333	2,299	2,281	2,289	2,292	2,306	2,311	2,320	23,063
	変更後	2,099	2,127	2,130	2,096	2,078	2,086	2,089	2,103	2,108	2,117	21,033
	変更前	203	203	203	203	203	203	203	203	203	203	2,030
財産	収入	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	810
	変更後	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	740
	変更前	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	70
寄附	金	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	70
繰	入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸	収入	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	1,115	11,150
	変更後	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	11,010
	変更前	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	140
地方	債	11,354	8,029	8,029	8,029	8,029	8,029	8,029	8,029	8,029	8,029	83,615
歳入	合計	47,727	44,642	44,398	44,367	44,533	44,593	44,871	45,109	45,420	45,624	451,284
	変更後	47,355	44,270	44,326	44,095	44,261	44,321	44,599	44,837	45,148	45,352	448,564
	変更前	372	372	72	272	272	272	272	272	272	272	2,720

歳出		(単位：百万円)										
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	10年間計
人件	費	8,322	8,347	8,828	8,896	8,820	8,347	7,869	7,999	7,515	7,540	82,483
	変更後	6,936	7,075	7,309	7,354	7,231	6,700	6,570	6,666	6,055	6,261	68,157
	変更前	1,386	1,272	1,519	1,542	1,589	1,647	1,299	1,333	1,460	1,279	14,326
物件	費	4,786	4,786	4,786	4,786	4,786	4,786	4,786	4,786	4,786	4,786	47,860
	変更後	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	3,905	39,050
	変更前	881	881	881	881	881	881	881	881	881	881	8,810
維持	補修費	490	490	490	490	490	490	490	490	490	490	4,900
	変更後	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	3,110
	変更前	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	1,790
扶助	費	5,069	5,123	5,176	5,227	5,277	5,326	5,374	5,420	5,465	5,510	52,967
	変更後	5,089	5,143	5,196	5,247	5,297	5,346	5,394	5,440	5,485	5,530	53,167
	変更前	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	200
補助	費等	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260	22,600
	変更後	4,651	4,759	4,770	4,793	4,840	4,898	4,950	4,984	4,711	4,530	47,086
	変更前	2,391	2,499	2,510	2,533	2,580	2,638	2,290	2,324	2,451	2,270	24,486
公債	費	5,042	5,391	5,388	5,637	5,875	6,132	6,453	6,677	6,919	7,209	60,723
	変更後	4,610	5,010	5,206	5,455	5,693	5,965	6,286	6,510	6,752	7,042	58,529
	変更前	432	381	182	182	182	167	167	167	167	167	2,194
積立	金	3,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
投資	及び出資金・貸付金	629	629	629	629	629	629	629	629	629	629	6,290
繰	出金	5,713	5,757	5,826	5,604	5,671	5,771	5,871	5,971	6,071	6,171	58,426
	変更後	5,313	5,457	5,526	5,604	5,671	5,771	5,871	5,971	6,071	6,171	57,426
	変更前	400	300	300	0	0	0	0	0	0	0	1,000
普通	建設事業費	11,916	11,859	11,015	10,838	10,725	10,852	11,139	10,877	11,285	11,029	111,535
	変更後	12,411	11,981	11,474	10,797	10,684	10,796	11,083	10,821	11,229	10,973	112,249
	変更前	495	122	459	41	41	56	56	56	56	56	714
歳出	合計	47,727	44,642	44,398	44,367	44,533	44,593	44,871	45,109	45,420	45,624	451,284
	変更後	47,355	44,270	44,326	44,095	44,261	44,321	44,599	44,837	45,148	45,352	448,564
	変更前	372	372	72	272	272	272	272	272	272	272	2,720

2 審議事項 新市建設計画（素案）の追加修正について

ページ 番号	修正前	修正後
P15	【主要事業】 医療の充実 ・小児救急体制の整備 等 ・乳幼児医療費助成の拡充	【主要事業】 （下線部加筆） 医療体制及び制度の充実 ・小児救急体制の整備 等 ・乳幼児医療費助成の拡充
P23	人材教育・活用の充実 青少年の健全育成に向けた施策を図るとともに、施設の整備に努めます。	人材教育・活用の充実（下線部加筆） さらに、青少年の健全育成に向けた施策の充実に努めるとともに、施設の拡充整備に努めます。

3 審議事項 新市建設計画策定小委員会報告書（案）について【追加議案】

別添「新市建設計画策定小委員会報告書」のとおり

《意見》

- * 委員：今年度コンサルタントがどこまで関わったのか説明願いたい。

《審議結果》

- * 事務局より、コンサルタントの関わりについて、「新市将来構想と同様、新市建設計画の策定についても支援いただいている。新市建設計画が確認された後、ダイジェスト版を策定する予定としており、この業務についても支援いただくこととしている。」との回答があった。
- * 前回会議より継続審議となっていた審議事項 の新市建設計画（素案）の修正、及び審議事項 の追加修正について事務局より説明があり、原案のとおり了承された。
- * 新市建設計画（素案）については、小委員会審議を終了し、成案として次回合併協議会へ報告することです了承を得た。
- * 事務局より、審議事項 として、新市建設計画策定小委員会報告書（案）について追加提案があり、一部修正の上、了承を得た。

4 その他

* 今後のスケジュール及び小委員会の解散について

事務局より、新市建設計画については、合併特例法第5条第3項の規定により県協議を行う必要があり、その期間に約2ヶ月かかる見込みであることや、県との協議後、新市建設計画が合併協議会において確認された時点で、当小委員会を解散することなど、今後のスケジュールについて説明があり、全員異議なく了承された。

協議第 38 号 (継続協議)

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 15 年 10 月 24 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

議会議員の定数及び任期の取扱いについて
<p>議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項の規定を適用し、平成 18 年 5 月 31 日まで新市の議会議員として引き続き在任する。</p> <p>地方自治法第 91 条第 2 項の規定による新市の議会議員の定数は、34 人とする。</p> <p>新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第 15 条第 6 項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。</p> <p>西条市の区域 17 人、東予市の区域 10 人、丹原町の区域 4 人、小松町の区域 3 人</p>

付属資料 (その 1) P . 1 ~ 5 参照

協議第40号(継続協議)

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年10月24日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

特別職の職員の身分の取扱いについて
<p>特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。

付属資料(その1)P.6~14参照

協議第41号（継続協議）

補助金・交付金等の取扱い（その2）について

補助金・交付金等の取扱い（その2）について、次のとおり確認を求める。

平成15年10月24日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

補助金・交付金等の取扱い（その2）について
補助金・交付金等（事業補助）については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。
1 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体などの理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
2 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。
3 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。

付属資料（その2）P. 1～55参照

協議第42号（継続協議）

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年10月24日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

町名・字名の取扱いについて
西条市、東予市については、新市名を付し、現在字名を継承する。 丹原町については、「周桑郡丹原町大字」を「新市名丹原町」に置き換え、 現在字名を継承する。 小松町については、「周桑郡小松町大字」を「新市名小松町」に置き換え、 現在字名を継承する。

付属資料（その3）P. 1～6参照

協議第43号（継続協議）

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年10月24日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて

- 1 農業関係
- (1) 農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。
- (2) 農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、酪農肉用牛生産近代化計画については、新市移行後速やかに作成する。
- (3) 水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (4) 水田農業推進協議会については、新市移行後速やかに統合する。
- (5) 農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。
- (6) 市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (7) 地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。
- (8) 田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて

2 林業関係

(1) 市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。

3 水産業関係

(1) 漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 漁業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

4 農林土木関係

(1) 県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。

(2) 現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(3) 現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(4) 土地改良事業原材料交付業務については、新市移行後速やかに調整する。

(5) 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。

(6) 現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(7) 林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。

(8) 丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第44号（継続協議）

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年10月24日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて
1 商工労政 (1) 企業誘致に関する助成については、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。 (2) 中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。 (3) 中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。 (4) 中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。 (5) 勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。 (6) 勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。 (7) 商店街振興施策については、新市移行後速やかに調整する。 商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。 登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (8) ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて

2 観光

- （１）観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- （２）観光PR事業については、新市移行後速やかに調整する。
- （３）温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。

付属資料（その４）P．１～１８参照

協議第45号(継続協議)

各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて

各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年10月24日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて
新市都市計画(マスタープラン)については、新市移行後、新たに策定する。
都市計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。
国土利用計画(市町村計画)については、新市移行後、新たに策定する。

付属資料(その4)P.19~23参照

協議第46号(継続協議)

各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて

各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年10月24日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて
道路の管理等
1 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。
2 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。
3 開発道路・指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。
4 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
公共用地取得事務
公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
公共施設(道路・公園・河川等)里親制度
公共施設(道路・公園・河川等)里親制度については、東予市の例により調整する。

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて
愛媛県がけ崩れ防災対策事業 愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
港湾施設の管理 港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

協議第 4 7 号

組織及び機構の取扱いについて

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

<p>組織及び機構の取扱いについて</p> <p>新市の組織機構については、2市2町の現有の庁舎を有効かつ合理的に活用することを前提に、次の「新市における組織機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新市においては、常にその組織機構を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>「新市における組織機構の整備方針」 基本方針</p> <p>次の事項を基本方針として、新市の組織機構の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 市民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構(2) 市民の声を適正に反映することができ、市民が利用しやすい組織機構(3) 簡素で効率的な組織機構(4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構(5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構(6) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構

組織及び機構の取扱いについて

個別整備方針

- (1) 新市の事務の方式は、将来、本庁方式とするが、当分の間は、合併による住民生活への急激な影響を考慮し、また業務の円滑な執行を確保する観点から総合支所方式とし、2市2町の現有庁舎のうち1箇所を本庁とし、残りの庁舎をそれぞれ総合支所として設置する。
- (2) 合併時における本庁は、市全体に係る政策・施策の企画立案、総合的な調整・管理事務及び総合支所が所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。
総合支所は、それぞれ合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、地域振興の拠点として主に住民サービスに関する事務を所掌する。
- (3) 大保木支所及び三芳支所は出張所とし、桜樹出張所、石根出張所及び2市2町が現有する出先機関は、現行のまま存続することを基本とする。
- (4) 2市2町に設置されている行政委員会等の組織機構については、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら原則として整備統合を図る。

各種事務事業（その他の事務事業）の取扱いについて

各種事務事業（その他の事務事業）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年10月24日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（その他の事務事業）の取扱いについて
1 企画
(1) 総合計画については、新市移行後新たに策定する。
(2) 国際交流員招致事業と友好都市交流事業については、西条市の例により調整する。
(3) 行政改革大綱については、新市移行後新たに策定する。
(4) 男女共同参画における事業推進の基礎となる計画の策定と女性団体の連絡協議会の設置については、新市移行後速やかに調整する。
2 総務
(1) 名誉市民制度については、新市移行後速やかに調整する。 名誉市町民の称号受章者については、現行のまま新市に引き継ぐ。
(2) 功労賞制度については、新市移行後速やかに調整する。 功労賞受賞者については、現行のまま新市に引き継ぐ。
(3) 市民無料法律相談については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。
(4) 集会所建設（維持管理）については、現行制度を基本として、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。

付属資料（その5）P. 4～15参照

4 新市名の名付け親大賞等の抽選について

- (1) 名付け親大賞 1名
- (2) 名付け親賞 10名
- (3) 残念賞 20名

5 その他

(1) 第13回会議の開催日時について

日 時：平成15年11月14日(金)午後1時30分から
場 所：西条市役所 5階大会議室